平成２１年度第１回金沢市都市景観審議会
日時　平成 21 年７月１日（水）　14：00～16：00
場所　金沢市役所７階　全員協議会室

１．開会
　過半数の出席あり。欠席は川上委員、小作委員、森田委員
２．都市整備局長あいさつ
３．会長あいさつ
４．議事

（澁谷会長）　それでは、会議に入りたいと思います。本日の終了予定時刻は、ご案内のとおり午後４時を予定しておりますので、ご協力を賜りますようお願いいたします。お手元の次第に従いまして、審議事項である金沢市景観総合計画および金沢市景観計画について、事務局より説明をお願いいたします。

（１）審議事項　金沢市景観総合計画及び金沢市景観計画について

（事務局）　景観政策課の本光でございます。
　それでは、審議事項としまして、金沢市景観総合計画及び金沢市景観計画の最終案についてご説明します。
　まず、事前にかなり分厚い資料をお送りさせていただいておりますが、今日お手元にないという方はお申し出ください。資料がそろっているようですので、説明の方に移りたいと思います。
　冒頭に、今日、机の上に配布した資料１でご説明申し上げ、次に、事前にお送りしました２冊の計画書のうち金沢市景観総合計画最終案について、その特徴、概略についてご説明申し上げます。最後に、金沢市景観計画最終案、もう１冊の計画書ですが、こちらの方につきましては、正面のスクリーンで内容についてご説明したいと思います。
　それでは、最初に机上にお配りしたＡ３版カラーのものをご覧ください。表紙をめくっていただきまして、「新景観条例と景観総合計画・景観計画の関係図」について、まずご説明申し上げます。
　昨年度末の審議会でもご報告させていただいたとおり、今年の３月の議会におきまして「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」という新しい景観条例が制定されております。その中の第２章、第３章に、本日ご説明申し上げる景観総合計画並びに景観計画が位置付けられております。
　まず、赤で示されている景観総合計画についてですが、これは本市における景観の最上位計画で、景観マスタープランとして位置付けられるものです。こちらにつきましては、平成４年１月に金沢市都市景観形成基本計画、現在実施されている基本計画マスタープランのことですが、これを見直したものです。
　また、市独自に取り組んできた景観施策、市独自条例等に基づいて進めてきた景観

政策を網羅した長期的な行動指針計画ということで、計画期間を今後10年間として捉えた計画です。この中では、美しい景観のまちづくりに関する基本理念や目標、基本方針、それから景観構成要素別に見た基本方針、地区別の景観形成基本方針、また景観に関する施策の展開方針やスケジュール、景観まちづくり推進体制、進行管理、発展目標といった内容を載せた総合的な計画という位置付けで策定してまいりました。

もう一つ、金沢市景観計画につきましては、前回もご説明申し上げましたが、景観法に基づく法定計画ということで、ただ今ご説明しました景観総合計画（マスタープラン）が長期的な行動指針計画と位置づけられることに対しまして、この景観計画は、具体的にどういった区域を景観誘導していくかという指定区域を定め、そこでどういった規制・誘導を行っていくかという基準等を定めた短中期的な運用実施計画という関係になります。こちらにつきましては、今回、市全域を景観計画区域といたします。それから景観形成区域と呼んでおりますが、伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域といったものを旧城下町区域に拡大すること。新たに伝統環境調和区域といった概念の区域を新設しているところが大きな特徴でございます。

具体的な基準に基づく誘導についてですが、基準はもちろんのことですが、きめ細やかな景観形成方針を設定しているというのが、今回新たな特徴となっております。それから、景観法を活用した規制強化ということで、形態意匠に関する変更命令・罰則や、無届けで工事着手した場合の罰則適用等が可能となりました。そのほか、景観法で位置付けられている景観重要建造物や景観重要樹木の指定の方針。また、別途、屋外広告物条例で定めている屋外広告物等の行為の制限に関する事項。それから、景観重要公共施設という、これも景観法に基づく新たな概念の位置付けの整備に関する事項。最後に、文化的景観に関する事項。これは本市が歴史都市の認定を受けまして、それに基づいて今後施策を進めていく際の重要なキーワードとなってくる概念ですが、これに関する具体的な内容を示しています。

右側をご覧ください。こちらの方でそれぞれ二つの計画の目次構成が出ております。左側の景観総合計画の方については序章～７章の８章立て、右側の景観計画につきましては、序章～６章までの７章立ての構成となっています。こちらの図中で青の波線、それからオレンジ色の波線、それからピンクの文字、緑の文字で塗り分けられていますが、それによってこの二つの計画の関連性がある部分を、分かりやすく示してあります。左側で言うと、第１章～第３章の青い枠で示した部分につきましては、景観計画の方では主に第１章に集約されて示されています。また、オレンジ色の枠で示している第４章の部分につきましては、景観計画の第２章と第４章に振り分けて反映されているという形です。そのほか、緑色の文字の３－５ですが、この項目につきましては景観計画でいう１－６から１－８、２－１から２－３といった項目の中で反映されています。ピンク色の文字、左側で３－４、４－13に関する項目につきましては、景観計画の２－12という項目のところで反映させているということです。この二つの計画につきましては、３年間にわたり、ご論議、ご審議いただいたわけですが、二つの計画の関連性を踏まえて今回の最終案として示しております。以上が、新景観条例と二つの計画の関係図についての説明になります。

続きまして、景観総合計画の最終案、事前にお送りしたＡ４版資料をご覧ください。

こちらにつきましては、口頭でそれぞれの章立てについて簡単にご説明申し上げます。
表紙をめくっていただきまして、まず、「序章　はじめに」というところがございます。最初のページをご覧ください。序－１としまして、「景観」と「景観まちづくり」について触れております。そもそも景観とは何ぞや、景観はなぜ重要なのかといった点につきまして、景観の考え方ということで示しております。また、条例の名称にも反映されているように、これからは美しい景観のまちづくりということで、市民、行政が一体となってまちづくりを進めていくという視点が盛り込まれています。そういった景観まちづくりの必要性について、この１ページの中で取りまとめております。
次に、２ページをご覧ください。こちらの方では金沢における景観の考え方を図で示したものでございます。見る人の価値観によって景の見方も変わるということ、また、時間や暮らしといった市民の生活が景観に反映されているといったこと、そういったものもトータルで捉えているということです。伝統環境は金沢市オリジナルの考え方ですが、その伝統環境の保存育成といったことと、伝統環境との調和を保っているといったことが、金沢市において「美しい景観」と位置付けられるものであるということを整理しています。
２ページの（３）として、「『景観まちづくり』の展開に向けて」ということで、「１）関係性をデザインする視点」「２）金沢独自の景観形成の視点」について述べております。
右側の３ページをご覧ください。序－２としまして、「計画の目的」を五つ掲げております。
４ページからは、序－３としまして、「これまでの金沢市の取り組み」ということで、昭和 39 年に始まります土塀、門等の修復新設事業をはじめとしまして、これまでに景観の取り組みがどういうふうな形で進められてきたのかということを年表形式で載せてあります。
それから、６ページからは金沢市で今新しく制定された条例を含めまして、景観関連の条例を整理しております。また、11 ページにおきましては、序－４では、「近年の景観をめぐる傾向」として、国や県、それから市においての動向を簡単に整理しております。12 ページからは、序－５として、「上位関連計画」等について整理しています。以上が序章の概要です。
続きまして第１章、「金沢の景観特性と課題」です。15 ページをご覧ください。最初に、「金沢の景観の成り立ち」としまして、地形が 15～17 ページ、それから 18 ページに気候、20 ページに植生、さらに 21 ページから（４）としまして、歴史、32 ページからは（５）として、金沢市における都市構造の変化等の内容を踏まえまして、金沢の景観というものがどういう形で成り立っているかについて取りまとめております。
次に、39 ページをご覧ください。こちらでは、以前にもご説明しましたとおり、１－２としまして、「金沢らしい景観の構図と保存・継承」についての内容となっています。金沢らしい景観とはどういったものかということで、下の概念図に示しますような形で金沢らしい景観の構図について整理しています。
少しページが飛びますが、43 ページをご覧ください。こちらでは、１－３として、

「空間的に捉えた金沢の景観文脈」についてです。景観文脈という表現は、なかなか難しい言葉ではありますが、こちらにつきましては平成４年に策定された景観形成基本計画で触れられている概念です。全国的にもこういう景観文脈というとらえ方をしている自治体は数少ないということで、その考え方を踏襲しております。

今回特に変わったこととしましては、45 ページをご覧いただくと、「金沢の空間的景観文脈全体像」という図がありますが、市全域が景観区域に拡大されたことに伴いまして、市全域で空間的に見ると景観文脈としてはどのようにとらえられるかということを再整理しました。

46 ページにつきましては、平成４年のマスタープランと同様、まちなかにおける景観文脈といった概要図を示しております。

47 ページからは、１－４として、「景観まちづくりに向けた課題」ということで整理しております。以上が、第１章の「金沢の景観特性と課題」です。

次に、第２章にまいります。51 ページ、２－１からは、「景観形成の基本理念」としまして、51～53 ページの中で三つの基本理念を示しています。

それから、54 ページには２－２として「景観目標像」、55 ページは２－３として「協働による景観まちづくり」ということで、市民、事業者、設計・施工者、市、行政の役割分担を示し、どういう景観づくりを目指しているかということについて整理してあります。この第２章につきましては、前回もご説明している内容ですので、後は省略させていただきます。

次に、第３章をご覧ください。57 ページからです。

ここでは、３－１として「市全体で捉えた景観類型」として、景域という概念と拠点・軸といった二つの概念で整理しております。まず、景域としましては、まちなか景域から市街景域、臨海景域、田園景域、山裾景域、中山間景域、山間景域といった七つの景域に分類しております。また、拠点・軸という考え方につきましては、保全・継承と創出・育成といった二つのとらえ方で整理しております。こういった形で面的にも、また点的・線的にも、金沢市の景観構造がどうなっているかを、今回あらためて整理しております。

58 ページから 72 ページまでは、それぞれの景域や拠点・軸に関しての景観形成方針について示しています。

73 ページからは、３－４として「地域における時間や暮らしを踏まえた景観形成方針」についてです。以前もご説明しておりますが、今回、時間・暮らしといったものと景観の関わりについて、本市の景観まちづくりにおいて特に重要視していきたいということで、ここで項目を立てて景観形成方針を示しております。

次に、76 ページをご覧ください。３－５として「総合的かつ効果的な景観まちづくり」という項目がございます。こちらの方では、後でご説明する景観計画の中での具体的な指定区域の考え方に反映されるような内容、今回どういった区域を拡大するとか、どういった考え方で区域指定をしていくのかといった内容につきまして取りまとめております。

実際の区域につきましては、83 ページをご覧ください。「（４）指定区域の再分類による景観誘導の充実」ということで、まず最初に、１）として「景観法を活用する

指定区域」というものについて整理しております。景観計画区域が市全域となる中で、大きく①②③の区域に分けています。

①の景観形成区域は、伝統環境保存区域、伝統環境調和区域、近代的都市景観創出区域という三つの大きな区域と考えられまして、それぞれの区域につきましても、景観特性に応じてさらに細かく区域を分けています。

②重要広域幹線景観形成区域としては、北陸自動車道沿道、外環状道路・津幡バイパス沿道を区域指定するということになっております。

それ以外のその他の区域につきましても、景観誘導の対象となってくるということを、ここで示しています。

次に、84 ページをご覧ください。「２）市独自条例に基づく指定区域」ということで、④眺望景観保全区域というものがございます。それから、⑤景趣継承区域として総称で呼んでおりますが、これまで市独自で制定してきた景観関連条例に基づく四つの指定区域を景趣継承区域として位置付けております。

それ以降のページにつきましては、具体的な指定区域が分かるような区分につきまして、87～90 ページに示しておりますし、また 85 ページ、86 ページには、それぞれの区域ごとの景観形成方針を掲げています。

次に、第４章に参ります。「景観構成要素を踏まえた景観まちづくり方針」です。

まず始めに、91 ページをご覧ください。建築物等の高さ、形態意匠、色彩、敷地利用、公共空間など、さまざまな景観構成要素を踏まえた景観まちづくりの方針を示すに当たり、五つの視点を重要視しました。

（１）としまして、金沢の「『地（ベース）』となる要素を意識する」ということ。（２）として、「『まちの記憶』を引き継ぐ」という視点。（３）として「『親しみ』と『やさしさ』を大切にする」という視点。（４）として「『ゆとり』と『うるおい』を取り入れる」という視点。（５）として「『愛着』と『誇り』を育む」視点。この五つの視点に基づいて、この後の 92 ページからのそれぞれの景観構成要素の部門別の方針を示しています。

92 ページをご覧いただきたいと思います。それぞれの景観構成要素別に取りまとめておりますが、具体的に「建築物等の高さ」ということで、これまでの取り組みと現状それから 93 ページでは「高さ誘導の方針」ということで、ここでは三つの視点から方針を定めております。「地形の構図」から見た視点と、「歴史の構図」から見た視点、それから３番目の 94 ページにありますが、「土地利用の構図」からみた視点と、この三つの視点から見た方針を定めています。これは先ほどご説明した金沢らしい景観の構図という地形・歴史・土地利用の構図といったものの重層性を意識して取りまとめています。

95 ページ以降につきましては、建築物等の形態意匠、色彩、敷地利用、公共空間、屋外広告物、緑地の保全および緑化、沿道景観、眺望景観、夜間景観、歴史遺産の保存・活用、暮らしに根ざした景観といったそれぞれの項目について、同様の構成内容で整理しています。以上が、第４章の説明になります。

次に、第５章です。141 ページをご覧ください。「地域特性を活かした景観まちづくり」です。

141 ページでは、まず最初に、地域区分の考え方ということで、地域特性を活かした景観まちづくりの基本方針を示すに当たりまして、地域の区分をどのようにするかという考え方を示しています。冒頭にも書いてありますとおり、ちょうど同じ時期に見直しされた金沢市都市計画マスタープランとの連携・整合を図り、この図に示している 14 の地域に合わせて方針を定めています。

具体的にこの 14 の地域についての基本方針を 142 ページから示しています。この構成について簡単にご説明します。大きく二つの構成になっています。（１）として「景観特性」、（２）として「景観形成基本方針」といった二つの構成になっています。

景観特性については、さらに二つに分けて整理しています。

まず、142 ページでは、例えば中央地域ではどういった景観が体験できるのかという主な景観体験として取りまとめています。それから、144 ページをご覧ください。こちらの方では、中央地域の中でどういった景観資源が見られるかという主な景観資源について、地形の構図、歴史の構図、土地利用の構図といった重層性と、それから時間・暮らしといった軸の掛け合わせによって整理しています。

そういった整理により明らかになってきた景観特性を踏まえまして、145 ページから、景観形成の基本方針として、まず最初にそれぞれの地域のテーマを掲げ、その後に基本方針という項目立てで整理しています。中央地域につきましては、基本方針として①から⑩までの 10 項目の方針を示しております。

その項目を地域の中で図に落とし込んだものが 147 ページになります。それぞれの地域の内容につきましては、同じような構成であり、それ以降、14 番の地域まで示しています。

今回、景観形成区域は比較的限られた区域ですが、今後、それぞれの地域においてさまざまな景観への取り組みを進めていくときには、こういった地域ごとに示している方針を参考にしていただきながら、地元の方々と活発に議論をして進めていきたいという思いです。以上が第５章でございます。

次に、第６章をご覧ください。「景観まちづくりに向けた取り組み」でございます。205 ページをご覧ください。６－１として「景観まちづくりの全体構成」として、景観まちづくりというものに対して規制や誘導、それから事業、ＰＲ、組織といった大きな項目に分けて体系図を示しています。

206 ページからは、６－２として「景観法の活用方針」を掲げており、具体的なイメージとして 209 ページ、210 ページにはＡ３の挟み込みのペーパーで景観法を活用するイメージについて概念図を示しております。

また、213 ページからは、６－３として「景観まちづくりの展開方針」について、幾つか分かりやすく示しております。

そして、214 ページでは、「景観まちづくりの段階的な展開」ということで４段階、１）きっかけづくり、２）共通認識、３）市民活動の実践、４）活動の発展という形で、景観まちづくりを発展させていきたいという考えを示しております。

次に、218 ページ、６－４をご覧ください。「景観まちづくりに向けた施策展開」です。ここでは、大きく四つの項目で整理しています。「（１）関連施策との連携」として 218 ページに示しております。

219 ページでは、「（２）公共事業の展開による景観まちづくり」という視点からの施策、それから下の方にまいりまして、「（３）市民・事業者との協働による景観まちづくり」といった内容に関するそれぞれの施策展開について具体的に示しています。

また、223 ページと 224 ページには、さまざまな施策展開が示されていますが、それらをどういったスケジュールで進めるかということについて、６－５として「施策展開スケジュール」をＡ３の見開きの表でとりまとめました。以上が、第６章です。

最後になりますが、第７章「実現に向けて」です。ここでは景観まちづくりの推進体制、進行管理、発展目標について取りまとめています。225 ページでは７－１として「」景観まちづくりの推進体制」。226 ページでは、７－２として「景観まちづくりの進行管理」ということで、Plan-Do-Check-Action いわゆるＰＤＣＡのサイクルに基づいて、今後良好な景観まちづくりを長期的に進行管理していくといった視点が述べられています。

最後、７－３として「景観まちづくりの発展目標」について、227 ページ、228 ページにＡ３の表で示しております。ここでは、大きく発展イメージをレベル１からレベル４の４段階に分けて整理しております。以上のような内容を踏まえまして、今後良好な景観まちづくりを進めていきたいという趣旨です。

口頭説明のみのため、分かりづらかったかもしれませんが、金沢市景観総合計画の最終案の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、景観計画の最終案について、スクリーンの方でご説明したいと思います。

（以下、スライド併用）

○「金沢市景観計画（最終案）について」です。

○まず、「指定区域と基準」についてご説明いたします。

○これまでの指定区域と基準というものにつきましては、こちらに示している濃いグリーンの伝統環境保存区域と、オレンジ色の近代的都市景観創出区域、合わせて 49 区域に分けられ、それぞれの区域の基準がございました。

○これからは、計画書の中にも図がありますが、伝統環境保存区域、伝統環境調和区域、近代的都市景観創出区域について、合わせて 10 区域の基準としてまとめます。これがまちなかの基準になっています。郊外部では北陸自動車道の沿道や外環状道路の沿道区域につきまして、それぞれ区域ごとの基準を設けています。それから、その他市全域についても基準を設けています。

○まず、これから景観法を活用する指定区域ということで、先ほど簡単にご説明したものをもう一度示しております。伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域に加え、伝統環境調和区域といったものが新たに創設されています。また、それぞれの伝統環

境保存区域、伝統環境調和区域、それから近代的都市景観創出区域といったところでも、景観特性を踏まえ 10 区域に分けることになり、区域ごとに基準を設けています。この伝統環境保存区域、伝統環境調和区域、近代的都市景観創出区域を総称して景観形成区域とし、重点的に景観誘導してまいります。それ以外に重要広域幹線景観形成区域と景観計画区域のその他の区域といったものがあります。

○こちらの方は、市独自条例に基づく指定区域です。向かって左側が眺望景観の保全区域、右側の方はちょっと見づらいかもしれませんが、こまちなみ保存区域や寺社風景保全区域、斜面緑地保全区域、用水保全条例に基づく指定区域等を示してあります。

○こちらの方は、その市独自条例に基づく指定区域ということで、先ほどご説明したとおり、眺望景観保全区域、景趣継承区域として四つの区域がございます。今後は景観法を活用する指定区域と、市独自条例に基づく指定区域といったものを併用して、制度を運用していくという形になります。

○次に、「届出等が必要となる範囲」についてご説明します。本編では第 2 章の部分になります。

○こちらでは、届出等が必要となる範囲ということで、特にまちなかの景観形成区域の図を示しております。こういった区域が対象となってまいります。

○それから、次にこちらは金沢駅から海側の範囲です。この中で⑧の部分、この区域が今回拡大した区域です。ちなみに、先ほどの大体色が塗られている景観形成区域ですが、旧城下町区域まで大きく指定区域が拡大しています。

○この図は山手の方、犀川上流、浅野川上流、それから野田山、卯辰山方面の指定区域です。

○こちらの図は、それ以外の郊外部、金石・大野地区や森本・花園地区、二俣・田島地区、湯涌温泉街地区といったところの区域指定です。

○それ以外に、重要広域幹線景観形成区域といったものが定められております。まず、北陸自動車道につきましては、市街化区域では道路の境界線から両側 100mの範囲、それから市街化区域外では、道路の境界線から両側 500mの範囲といったところが対象となります。こちらは、金沢市の屋外広告物条例に基づく指定地域、北陸自動車道沿道の禁止地域と合わせております。

また一方、外環状道路・津幡バイパス沿道につきましては、道路の境界線から両側 100mの範囲です。この両側 100mというのは、いしかわ景観総合計画に位置付けられている重要広域幹線沿道の指定区域の方針と整合を取っています。

残るそれ以外の景観計画その他の区域は、今までに説明した景観形成区域、重要広

域幹線景観形成区域を除く市全域が対象となっています。

○次に、「届出等対象行為」についてご説明します。

○まず、まちなか等を中心とした、先ほどカラフルな図面でお示ししました景観形成区域と呼ばれるここに示した三つの区域ですが、ここで示している五つの項目すべての行為が関係してまいります。建築物や工作物等の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え、変更等、そのほか土地の開墾その他の土地の形質の変更、木竹の伐採、土石の類の採取または物件の堆積、開発行為といったものが対象となっております。

○次に、北陸自動車道・外環状道路・津幡バイパス沿道の重要広域幹線景観形成区域ですが、建築物に関しましては、まちなかよりも若干絞り込んだ内容になっています。高さ 10mを超えるもの、または建築面積 500m^{2}を超えるもの、もしくは市街化区域内で、土地面積が 3,000m^{2}以上のもの、市街化区域外では土地面積が 1,500m^{2}以上といったものが対象でございます。

それから、工作物につきましては、高さ 10mを超えるもの、それから屋上または屋根の上、屋根面に設置されるもので高さが 1.5mを超えるもの。

開発行為は、市街化区域内で 3,000m^{2}以上、市街化区域外で 1,500m^{2}以上の面積のものが対象となります。金沢市の都市計画課が所管しているまちづくり条例に基づく届出と連携を図るという考え方です。

○それ以外の市全域につきましては、重要広域幹線のところよりは若干緩くなっておりまして、ポイントとしましては建築物だけが異なります。先ほどは建築面積が 500m^{2}を超えるものが対象になっていましたが、その他の区域では 500m^{2}を超えるものが対象となっていないということです。

○（一つ前のスライド）念のため先ほどのスライドに戻りますと、重要広域幹線では建築面積 500m^{2}を超えるものとありますが、こちらの方には記載がありません。この部分が異なるということです。

○そのほか、「届出等の対象となる工作物」について、金沢市独自の考え方が盛り込まれている内容をご説明します。一般的に、工作物としては黒字で示すようなものが対象となりますが、金沢市独自として一番下に二つで示してある「橋りょう、堤防、護岸その他これらに類するもの」を取り入れております。また、「門、塀その他これらに類するもの」も取り入れているということです。用水や河川などに掛ける橋りょう等にも金沢らしさに配慮していきたいということ、それから金沢の街並みの特徴にもなっている門や塀といったものについても、届出によって誘導していきたいという思いでございます。

○次に、届出等の対象とならない、届出等の必要のない行為でございます。

○ここでは、簡単に概略だけご説明します。大きく対象外となるものをポイントで整理すると、この六つに集約されます。①として地下に設けるもの、それから②として仮設のもの、③として非常災害、応急措置といった緊急的なもの、④として通常の管理など軽易なもの、⑤として小規模なもの。この小規模なものというのは項目によっても違いますが、おおむね面積 10m^{2}以下とか高さ 1.5m以下のものが該当します。そして、⑥として文化財や史跡・名勝・天然記念物、伝統的建造物群保存地区等に係るものということで、こちらの方につきましては別途、文化財保護法等で許可が必要となるということで、景観法での届出は不要になってくるということです。

○５番目として、「新たな景観誘導の考え方」についてご説明します。今後、金沢市では、どういった景観誘導を進めていくのかということについて簡単にご説明いたします。

○これまでは、まずは窓口に来ていただくなどして、行為をしようとしている当該地に係る区域指定がどういった区域か、どういった基準が入っているのかということをご確認いただいております。そこで、景観形成基準というものに基づきまして、設計・計画、そして届出をしていただくということになりますが、それを今後はこういった形にしたいということです。

○今回、新たに景観形成方針といったものが加わってきます。特に、金沢市として景観形成方針を重視したいということなのですが、下の方の景観形成区域と呼ばれる伝統環境保存区域・伝統環境調和区域・近代的都市景観創出区域につきましては、細かく 94 の地区に区分した地区ごとの景観形成方針を新たに設けました。そういったものをまず読み解いていただいて、当該地の景観特性や大切な景観といったものはどういったものなのかということを考えていただく。その景観形成方針という眼鏡を掛けて基準を読み解き、どのように配慮したらよいのかということを考えていただく。そして、設計・計画していただいて、届出していただくという、この赤の波線で囲んだ部分を、金沢市では手厚く進めていきたいということです。

○こちらが、94 地区ごとの景観形成方針を示している地区区分図になります。細かい番号が振られていますが、それぞれの地域において地形や歴史、土地利用、そういった景観特性を考慮し、また、旧町名等の地域のコミュニティ単位を考慮しまして、94 の地区ごとに景観形成方針を設けています。これは全国的にもまれな例だと思います。金沢市独自の取り組みになっております。

○具体的に、94 地区の景観形成方針はどのように示されているかということですが、大きく四項目に分かれております。まず、旧町名を示しています。当該地区がどういった旧町名の地区だったかということです。今、旧町名復活にも金沢市として積極的

に取り組んでおりますが、金沢市の景観の現況を見ましても、こういった旧町名の単位ごとに町割や地割といったものも異なっており、如実に景観特性となって表れています。また、その地域における歴史的な背景や景観特性というものも旧町名と密接な関わりがあるということで、こういった点も思い起こしていただく。景観的な取り組みにつきましては誇りや愛着といったものが重要ですので、こういった項目を設けております。また、基本方針や主な景観特性を示しております。さらに、隣接する地区との関係で、背景となる景観や地区内からの眺望といった項目も設けています。

前回の審議会の中であったご意見を踏まえまして、絵図や文学に見る金沢の情景等も本編の中に盛り込んでおります。金沢市における三文豪等が文学作品の中でそれぞれの地区の景観を表現した文章も盛り込んで、少し行政的な文言とは別に、イメージしやすいものとして工夫しています。

○次に、具体的な基準の内容ですが、従来は、建築物等と建築敷地等についての基準でした。今後、新規には低層建築物と中高層建築物とに建築物の基準が分かれてまいります。以前ここでご報告したときは、低層建築物と中高層建築物の分かれ目が 15m ということも盛り込んでおりましたが、一律 10m以下と 10mを超えてくるもので分けることとしております。

○基準の小項目につきましては、左側は現在、右側の赤い字で示している部分が新しく加わった基準の項目になっております。

○具体的に基準を設定するに当たりまして、大きく五つの視点を持って基準を設けました。（１）として景観特性や「地」となる景観の重視、（２）として街並みとしての調和、（３）として敷地利用の調和、（４）として半公的空間における景観配慮。難しい言い方をしておりますが、目線レベルから見て街並み・景観の印象を特徴づける半公的な道路と民地との境界部分の空間への配慮といったもの。（５）として家並み景観・屋上景観の整え。こういった五つの視点を持って基準を設けております。

○基準については、言葉だけでは分かりにくいので、簡単に図でご説明申し上げます。この図は、街並みとしての調和ということで、特に低層部の景観配慮のイメージです。例えば、２階建ての街並みの中にビルを建てる場合ですと、色彩的な配慮なども行っていただいて、軒や庇のようなもので、目線レベルで２階ぐらいの街並みとしての調和が保てるように。

また、上層階につきましても、色彩的にも調和が保てるように配慮していただくというイメージを持っております。

○次に、家並み景観・屋上景観のイメージですが、左側は低層の建物、右側が中高層の建物です。

それぞれの屋根や屋上の形態について、こういったものもすっきりと整った家並み景観・屋上景観としていくことで、良好な景観形成といったものを誘導していきたい

というイメージでございます。

○次に、敷地利用の調和のイメージです。例えば、敷地の中に駐車場や建物などいろいろ混在している中で、バラバラの色彩や形状というものではなく、例えば建築物の一体化や統一性を図っていただくということ。
　また、道路に面した敷地際の緑化や駐車場の緑化、それから敷地内の緑化ということで、トータルで敷地利用として調和を保っていただくような基準を設けております。

○次に、具体的な新たな景観形成基準の例について、抜粋して概略をご説明いたします。

○基準につきましては、先ほど申しましたとおり、この赤の波線で囲んだ区域ごとの基準となっております。

○様々な基準がありますが、建築物の基準の例としてご説明します。配置としてはこちらに示しているようなもの、それから形態意匠としてはこちらに示しているようなもの、屋外設備についてもこういった基準を設けています。
　配置ですと、街並みの連続性の確保や壁面の後退等によって圧迫感を軽減すること、町割や地割を生かしたような配置となるようにすること。
　形態意匠ですと、金沢の気候風土に合った軒や庇を設置すること、周辺の景観と調和した外壁の素材を採用すること、などがあります。
　あと、屋外設備の方で今回新たに取り入れたものとして太陽光発電と風力発電に係る基準がございますが、太陽光発電の設備につきましては、基本的には景観に配慮しながら設置していただくという基準が盛り込まれておりますし、風力発電につきましては、特に景観形成区域などを中心としまして、屋根面には設置していただきたくないという基準を設けております。環境に配慮した設備を両方とも禁止しますと、市内では環境対策に取り組むことが困難になるということで、どちらかというと風力発電よりは太陽光発電、国と金沢市との補助制度もございますが、そちらの方を重視していく。太陽光発電につきましては、かなり景観に配慮したような設置形式ができるものもあります。風力発電につきましては、技術的な進歩等も見ながら基準については引き続き検討していきたいということで、現段階では屋根面には風力発電は設置しない基準で取りまとめております。

○それ以外に、敷地利用に関する基準では、緑や用水等ということで緑化に関するような内容、それから駐車スペース・駐車場に関すること、外構付属物・自動販売機に関すること、屋外広告物に関すること、こういった基準を設けております。

○次に、工作物の基準として、高さや配置についてです。この中で新しく取り入れた基準がございます。携帯電話の基地局のアンテナについてですが、金沢市内にもおよそ

400 の基地局アンテナといったものが設置されていると把握しております。今後はできる限り他の事業者と連携して共同設置をする、共用化をするということをお願いしていきます。そのほか、形態意匠、塀・垣・さく等についても基準を設けているということです。

○土地の形質等の基準については、大規模なのり面が生じないような配慮ですとか、惣構跡や石垣等、歴史的な構造物をなるべく保全・活用していただきたいということ、資材置き場や土砂堆積場とする敷地の周辺からの見え方への配慮、修景といったもの。駐車場ですと、出入り口を限定するとか、周りからの見え方に配慮して目隠し、修景することといった基準等が盛り込まれています。

○それ以外に、高さの基準についてですが、これまで本市では景観条例に基づいて高さの基準を持っておりました。一方で、平成 21 年４月１日から、市内のかなり広い範囲で高度地区が指定されたことに伴いまして、その高度地区の高さも景観条例に基づく指定区域の高さが反映されています。ここに示している高さ基準は、高度地区等の指定がされていない市街化調整区域で高さ基準として残ってくるものを示しています。これ以外につきましては、高度地区、地区計画、風致地区に基づく高さ規制に集約されるということです。

○次に、色彩基準等についてです。（１）として、禁止色を定めております。①～④に示すようなもの、①～③は、それぞれの色で、彩度で６や４、２という原色に近いものを禁止します。それから④として蛍光色も禁止するということで、これらの色彩を屋根や外壁の基調色として使用していただくことを禁止するという基準を設けました。

○（２）として、斜面緑地保全区域と重なる区域では、従来より色彩誘導表ということで周りの斜面の緑地となじむような色合いでの色彩誘導を行っておりましたが、これも景観法に基づく基準の中に取り込んで、合わせて運用していくという形になります。

○（３）として、推奨色です。これは景観形成基準ではございませんが、主に旧城下町区域や街道筋の街並みの区域を中心として、金沢の伝統的な街並みの地となる色彩は木色（もくじき）であると捉え、その木色をイメージするような色について、このようなマンセル値の範囲内で推奨していきます。あくまでお勧めでありまして、絶対に使わなければいけないということではないのですが、一つの目安として捉えていただきたいという思いで設定しております。これは金沢市特有の基準になります。

○次に、「基準運用に係る特記事項」としまして、地区計画やまちづくり協定など、地区別に独自のルールがあるようなところでは、今回定めているような景観形成基準に加え、そのルールを尊重した良好な景観形成に努めるということで、これまで都市

計画法に基づいた地区計画と、それからまちづくり協定など、地区独自で考えられた基準と景観形成基準がバッティングしないように整理を図っております。
　また、景観形成基準に適合していなくても、審議会で景観上支障がないと判断された場合、本市の景観形成に寄与すると判断された場合についてはこの限りではないということで、新しい建築素材を用いたもので優良な建築物、その時代を象徴するような優れた建築物といったものについては、審議会等で審議しながら認めていくという方針です。

○時間・暮らしと景観の関わりについて、基準ではなく配慮事項として取りまとめました。時間に関する事項、暮らしに関する事項、維持管理に関する事項ということで、こういったものも景観との密接な関わりがあるということで、配慮事項として基準と合わせて運用していきたいと思っております。

○次に、７番目として「目標とする景観イメージ」です。今まで文言ばかりでなかなかイメージが伝わりにくかったと思いますが、ここから少しビジュアルに、金沢の目標とする景観イメージについて少し抜粋してご説明します。

○推奨色といった概念を取り入れましたが、これはその採用イメージです。北国街道の泉１丁目付近ですが、左側が現況です。推奨色を取り入れるとこのようなイメージになるということで、だいぶ落ち着きある形に景観的にも変わってくるだろうと考えております。

○それからこれは瓢箪町で、今度新たに伝統環境保存区域として拡大する区域の通りです。白やかなり赤みが強いれんが色のビルなどが混在しておりますが、こういったところも推奨色を用いて濃淡等を付けていきますと、こういう落ち着きある形に変わってくるのではないかと考えております。

○次に、色彩調和のイメージです。これは、昭和通りの地区です。この辺りに白い建物がありますが、広告物も含めて色を少し直していくと、全体的にかなり落ち着いた街並みの景観として改善されるのではないかというイメージです。

○ここまではちょっと大きな通りの景観ですが、この写真は、色彩以外にも壁面をそろえるとか、トータルで基準を守っていくとどう変わるかというイメージを複合的にシミュレーションしてみたものです。鶴来街道の野町５丁目付近、忍者寺と六斗の広見の間の区間の街並みです。現況はこちらの方に車が見えていたり、こちらの建物もちょっと不揃いだったり、オレンジ色の屋根があったりしていますが、例えばこのように景観配慮をすると、だいぶ変わってくるだろうということです。さらに、新聞等でも皆さんご承知かと思いますが、無電柱化等も今後進めていくと、全体的には旧街道の街並みとしてかなり整ってくるのではないかというイメージです。

○ここからは、修景デザインコードのというイメージ図です。以前、審議会でも少しご報告しましたが、基準は文言だけで伝わりにくいということで、今、石川県建築士事務所協会の方々と一緒に、その基準を読み解いて具体的にどういうふうな修景ができるのかといったイメージ図を示していただいております。今はフリーハンドの段階で、こういった形で下図を作成しています。完成したイメージ図は、基準と合わせて市のホームページ等で公開していきたいと考えております。

○こちらでは、建物の修景のイメージが示されております。

○こちらの図も、基準を読み解いて、新たな形態意匠の建物もこういったところまで少し幅広いとらえ方もできるのではないかということ。

○こちらの上の図は、駐車場の目隠し修景として、板塀や生け垣で囲んだようなイメージです。下の図は、都心軸等で足元周りに緑化したようなイメージです。

こういったイメージ図を作成して示すことによって、狙いとしては、私ども行政と窓口にいらっしゃる事業者の方々、そして施主となる一般市民の方々を含めまして、その基準がどういったものをイメージしているのかという、共有するイメージを深めていけるのではないか。お互いがどういったところで最終的に着地していけばいいのか、イメージしやすいものになるのではないかということす。

○以上が基準に関する項目です。ここからは少し補足内容となります。景観法で位置付けられている項目として、景観重要建造物の指定の方針を定めております。この白丸三つに該当するようなものは、景観重要建造物に指定できるということです。

○それから、この白丸四つで示しているような基準に合致しているものを、今後、景観重要樹木として指定していきたいと思っております。地域にとって良好な景観形成上、重要な存在である樹木、それから建造物、それぞれを指定していきたいと思っております。

○次に第４章、屋外広告物等についてです。別途、屋外広告物審議会で固まった内容ですが、景観計画の中でも少し触れておりますので、概略だけご説明します。

今回の主な改正内容としましては、全部で六つあります。一番目に、屋外広告物等ということで、「等」が赤文字になっていますが、窓の内側から張るようなシール広告も規制・誘導していくということです。これは京都に次いで金沢が同じような形で誘導していきたいということです。

それから、屋上広告につきましては、第三者による広告は禁止、一部区域は除くということです。また、独立広告物については、高さ 10m以下から高さ６m以下になります。一部の区域では８mや 10mまで認められる区域もございます。それから、野立広告。田んぼや空き地の中にポツンと立てられているような看板の類、こういったものも高さ４m以下や一つの敷地では合計 15m^{2}以内と、今よりも厳しくなるというこ

とです。
　また、単に規制するわけではなく優良なものも誘導していきたいということで、古くからの歴史を感じられるような木製の看板であるとか、素材に配慮したものであれば、歴史的伝統的意匠広告物という位置付けで、広告物の面積からは適用除外します。また、優良意匠広告物のデザイン、素材、配置なども含めて考慮されて設置されるものについては、許可期間を延長するといったインセンティブを設ける、そういった内容も取り入れているということです。

○次に、「景観重要公共施設等の整備に関する事項」です。景観法に基づきまして、景観重要道路、景観重要河川、景観重要都市公園の三つについて、金沢市ではここに示しているような道路・河川・都市公園を指定するということを考えております。
　それ以外に、景観重要用水を指定します。これは市独自の位置付けになります。景観法では、道路や河川、都市公園、港湾といったものは指定できますが、用水は指定できない仕組みになっています。しかし、金沢市としては用水も一つの大きな景観上の重要な構成要素であるということで、旧城下町区域の用水や惣構を指定しております。

○具体的に一覧表で示しますと、このようなものを指定することになります。

○さらに位置や区域としては、この図に示すようなものになります。これらは、この後ご説明する文化的景観といった概念とも連携を図っています。本市では、この黄色で示しているところが景観形成区域で、この赤の細い線で囲んである部分が旧城下町区域であり、文化的景観区域でもあります。この範囲内における道路、歴史的な街路、それから川筋景観として重要な河川、それから公園といったものを指定していく。さらには用水といったものも指定して、今後良好な景観形成を引き続き図っていきたいという思いです。

○最後になりましたが、文化的景観に関する事項です。文化的景観は、新たな文化財保護法の概念で街並みの文化財と捉えられる概念ですが、この図でお示しするとおり、赤のラインで囲んだ文化的景観の区域ですが、その区域とぴったり一致するように景観形成区域というものを指定しまして、先ほどからご説明していた景観形成方針や基準を設けて、文化的景観を保全・継承していきたいということで連携を図ってまいります。
　以上、二つの計画の説明を終わらせていただきます。

（澁谷会長）　ご苦労さまでした。ありがとうございました。
　それでは、この間、計画部会長として二つの計画を取りまとめされました水野副会長に、補足などありましたらお願いしたいと思います。

（水野副会長）　ただ今、大変大量の説明がございましたし、皆さまのお手元に分厚

いものが送られてきて、大変たくさんの内容がございます。過去何回か、この審議会でも途中経過を報告しましたが、大きく金沢市全域に及ぼしたということ、そして空間だけではなく、時間・暮らしまで景観の要素として取り入れたということ。あるいは、金沢市が歴史都市の認定を受けたり、またユネスコの創造都市の認定を受けたりした関係で、伝統的環境の保存とそれに対して新しいこともそれに調和させるということもございます。それから、今の説明を聞いてわかるように、やはり金沢は歴史的重層性のある都市で、いろいろなものがモザイク状に絡まっている複雑な都市です。ですから、中心地域でさえ 94 の地区区分ができてしまっております。われわれ部会の方としては、できるだけシンプルに、できるだけ分かりやすくということを言い続けてきたのですが、やはりここまで増えてまいりました。多分、これを今度実施に移す段階で、私は、今までは計画部会が大変でしたが、これからは検討する部会が大変ではないかと思っております。そういう中で、途中出てきましたが、ＰＤＣＡサイクルを回すこと。どうしても必要なことなら、改良することも、直すこともあるのではないかと思っております。全体的にはかなり前進したと思っておりますが、ぜひ、今日の最終回でご検討のほど、よろしくお願いいたします。

（澁谷会長）　ありがとうございました。
　それでは、これまでの説明につきまして、皆さま方からご質問やご意見、どなたからでも挙手の上でご発言をお願いしたいと思います。

（黒川委員）　大変なご労作で、私はざっと見させていただきました。これまで私が申し上げてきたことを中心に拝見しましたが、眺望景観についてお伺いしたいと思います。この景観計画ですと 26 ページに、これは従来からあったものとほとんど変わりないと思うのですが、一部、お城からの眺望が増えたでしょうか。私は以前から、金沢の旧城下町地域は三つの台地があって二つの川があり、見下ろして見上げる、いわゆる樋口先生がおっしゃるコンケーブ地形が非常に典型的な街並みだと思います。それは、各景観の形成方針の中を見ますと、眺望という言葉は実はたくさん出てきます。例えば具体的には、38 ページの一番下をご覧いただきますと、「背景となる景観地区内からの眺望など」という項目の２番目には「卯辰山（宝泉寺など）からみた黒瓦の家並み、浅野川左岸への眺望」とか、それから次の 40 ページの一番下では「八坂等の坂上から望む卯辰山や伝統的街並みの眺望」と、ほとんど１ページに一つは絶対に出てきます。それだけ眺望点に恵まれているということですね。確かに個人の庭やお寺の庭など非常に優れた所がありますが、それは指定しにくいというのは分かりますが、そうではなくても、どこかに書いてありましたけれども実際に新桜坂の上ですとか、石切坂の上にある公園など公共の場からの眺望ですとか、やはり今のうちに幾つか指定しておいて皆さんの関心を呼び覚ますのがいいのではないかと、以前から思って発言もしてまいりました。それがなかなかこの 26 ページの図には載ってこないのはどういう理由があるのでしょうか。よろしくお願いします。

（事務局）　ただ今、黒川委員から眺望景観についてご指摘がございました。今回、

金沢市の景観総合計画、景観計画をまとめるに当たりまして、金沢市独自に進めてきたさまざまな条例がありまして、それを一体的に導入していくということで、なるべく分かりやすくという一方で、対象区域が市全域に広がるということ、それから、きめ細かく丁寧にということに力点を置きながら進めてまいりました。眺望景観につきましては、今ご指摘がありましたように、金沢の景観の大きな特徴としても位置付けられるということで、今後、眺望景観の保全区域等についても見直し、新たな眺望点を探して掘り起こし、区域を指定していくということは考えております。できれば、具体的にどういう区域指定をして誘導していくのかということを掲げることが望ましいのですが、そこまでは時間的にも詰め切れませんでした。しかし、引き続き慎重に取り組んでいきたいということで、景観総合計画の最終案の 120 ページの方で、今後の方針として、これまでの六つの眺望点、八つの区域に限らず、見直しを図って眺望景観を保全する区域を充実させていきたいということを示しております。実は先般の計画部会において、幾つか今後眺望景観を拡大していくような候補の案を載せていたのですが、いろいろご意見を頂きました。本市が現行の眺望景観保全区域を決めたときは、40 から 50 ぐらいの候補地の中から丁寧に絞り込んでいったという経緯もございます。今回は残念ながら新規の眺望点を盛り込むことはできませんでしたが、新たな眺望点についても取り組んでいきたいということは、120～123 ページで言及しております。

特に、一つ視点を変えて今後指定されるであろう区域としては、コンケーブといった地形を反映した景観もそうですが、伝統的な街並みの背景となる眺望景観の保全について、計画部会でも非常に深く議論されました。金沢市というのは旧城下町区域内にさまざまな性格の敷地利用が共生・混在していると。伝統的な街並み区域の背後には、必ず都心軸であったり、幹線道路のビルが見えてくる。そういったものをどうするのかということで意見もかなり分かれました。見えてくること自体がいけないのか、それとも見えていることも金沢の景観の特性として評価できるのではないかというご意見も頂きました。ただ、見えてくるのは事実でありまして、今、景観計画で黒川委員からご指摘いただいた中でも、それぞれの地区ごとの景観形成方針の中で眺望といったものを位置付けております。そういったものは事実としてあるわけなので、少し時間をかけて煮詰めていきたいということです。今後も引き続き、そういった新たな視点も取り入れて保全していきたいと思っています。

（黒川委員）　ありがとうございます。確かに、ほかの基準は大体平面図で検討できるのですが、眺望に関しては、今おっしゃった背景も含めて横から見ていますので難しい面がいっぱいあると認識しておりますが、今後に期待したいと思います。

（澁谷会長）　ほかにいかがでしょうか。

（山岸副会長）　夜景の問題、夜間景観はどれくらい踏み込まれていますか。

（事務局）　夜間景観の方につきましては、金沢市景観総合計画で 125 ページから、

その方針を盛り込んでおります。現状では、127 ページに示しますような照明環境形成地域、夜間景観形成区域といった、こういう図に基づいて誘導していますが、この図面を一部変えなければいけないということで、今、変更作業を進めております。それは伝統環境保存区域が拡大したということと、伝統環境調和区域という新たな概念の区域が出てきたことに伴うもので、特に夜間景観形成区域では、歴史的景観保全区域という概念の区域がありますが、これは基本的にはまちなかでいう伝統環境保存区域、それから用水保全区域や寺社風景保全区域、そういったものとリンクさせて重ね合わせているのですが、そこら辺の区域の指定が少し変わってきます。新たな景観の指定区域の変更に合わせて夜間景観の区域指定も今見直しているということで、整合を図りながら進めていきたいと思っております。

（山岸副会長）　社会全体の流れの中、夜間景観はエネルギーやエコと関連しますので、その動向はチェックしておいた方が良いですね。今後、この計画の見直しや補強の際には、少しその辺を強調しても良いかもしれない。

（事務局）　現状の夜間景観につきましても、推奨している数値基準が載っておりますが、それもＪＩＳなどから基準を引っ張ってきておりまして、単に景観的なものだけではなく、エネルギー効率といったものにも配慮して誘導しておりますし、現在出てきている届出につきましても、エネルギー効率なども含めて指導に当たっております。その辺は精査していきたいと思っております。

（澁谷会長）　ほかにいらっしゃいませんか。

（竺委員）　拝見していて、大変膨大ですね。非常に込み入った計画なので、全体像を捉えて構造的に把握することがなかなかできていないのですが、二つほど申し上げたいのは、私は歴史的な景観や歴史的建造物などに関心があるものですから、今のお話を聞いていて、今までの計画に比べればそういうところも、新しい部分と都市景観部分との調和を図っていきながら保存していくということで、従来のそれぞれが独立してやっているよりは連携が取れた、いい計画になっていると思います。ただ、この計画では、昭和 20 年以前の建物が中心と考えてということになっていますが、そうした建物やそうした都市の部分というのは、今現在、本当に急速に失われつつあるわけです。けれども、焼けていませんし、いろいろ細かい所を歩いてみると、それなりに残っているものがたくさんあります。それを早く、壊れないうちに押さえておくことが必要だろうと思うのです。

　それで、この計画が承認されるということを前提で申し上げますが、そういう歴史的な景観要素の悉皆調査を行わないといけないと思います。悉皆調査を行って、どんな小さな部分でも評価できるものがあれば、それはこういう所にこういうものがあるということを評価する、そういう運動を早急に作っていかなければいけないと思います。特に裏通りや細かい通りにも古い建造物や塀が残っています。そういうものがどこにあり、どういうふうに残っているかという景観資源の悉皆調査を行う。

それからもう一つは、景観を誘導していくときに、大体、色彩のことが主として行われてきましたし、それから建築士事務所協会などと協働されて修景イメージもいろいろやっておられますが、何かそういう一つの地域で、良い歴史的建造物や、良い歴史的要素が残っていれば、それに合わせて景観を誘導していくという視点も必要ではないかと思いますので、何かその辺のところをやっていただきたいと思っております。

それから第２点は、今、水野委員も言われましたように、これは非常に膨大で、しかも非常に細かく分かれていて、お互いに実施していくとなると、これはトレードオフで、あちらを立てればこちらが立たずということに必ずなってくるので、実施するときの仕組みというか、いろいろな部会がたくさんあると思いますが、総合調整みたいな仕組みもよく考えていかないと、こういう複雑な計画は、実際に実施して運転していくときに総花的になったり、あるいは形式的になってしまうということが考えられるので、その辺の仕組みづくりが大変だと思います。以上です。

（澁谷会長）　ほかにございませんか。

（森委員）　全域を非常にカバーする形で、膨大なものが出来上がったと思います。これまで市の中心部はかなり明解なものがありましたが、地域外についてはどういう方向に向かうのかということが明示されていなかったという感じがあったわけですが、それについても方向性が見えてきて、非常にいいと思っています。それぞれ内容的にもかなりきめ細かに出来上がっていて、そういう意味では、非常に内容が充実したものになってきたなと思っています。

ただ、今ほども話が出ていましたし、私もほかの席でもそういう話をしてきましたが、これをそれぞれちゃんと行動してもらうことも必要になると思います。それをどうやってもらうかということ。それから、出来上がってきたものをどうチェックし、誘導していくかということも必要になってくると思います。その辺も、これだけ地域が広く、かつ内容が充実してくると、それを実行していくことは非常に膨大なエネルギーを要するはずです。今後は、その辺が大きな課題になってくるかと思います。

あと、個々の内容について、どうしても最初の立ち上げですから、多少、網羅的にならざるを得ないところもあって、それについては見直しをかけていく仕組みになっているということなので、それぞれについてどんどん精度を上げていくという作業も必要になるだろうと思います。

（事務局）　先ほどの説明で漏れましたが、景観計画ともう一つの景観総合計画がありますが、景観計画の方につきましては、短中期的な運用実施計画ということでございまして、今、森委員もおっしゃいましたが、１年や２年で中身を少し部分的に直すとか改定するといったことが可能な性格の計画でございます。今後、これが了承されましたら、また製本等の作業になりますが、単に製本するというのではなく、バインダー形式で更新できる計画書にします。適宜、ページを追加したり、差し替わるページが出てきます。今、ご指摘いただいたとおり、これだけ膨大な内容、細かな内容を運用していく中で、不都合な部分や若干足りなかった部分が出てくるかと思いますが、

その辺りは適宜修正を加えながら進めていきたいと思います。
　それから、先ほどの竺委員からのご指摘ですが、悉皆調査等につきましては、景観でももちろん進めていくことも考えております。一つとして、昨年募集して認定された景観サポーターという制度がございますが、今、その方々に定点観測調査というものをお願いしております。特に、まちなかの 94 地区につきまして、それぞれの地区ごとの景観の写真を定点で各ポイントからずっと定期的に写真撮影しながら、それがどういうふうに移り変わっていくのか、また、現在、市で定めている景観の基準、その施策の内容は本当に効果的に街並みとして表れてきているのかということをチェックしていきたいと思っています。
　建築物単体につきましては、金澤町家等について、今、歴史建造物整備課の方で悉皆調査を進めておりますし、土蔵の調査も併せて実施しています。それ以外の、個別の景観資源の調査も今度の課題ではありますが、サポーターや地域の力もお借りしながら進めていきたいと考えています。

（澁谷会長）　いかがですか。大体皆さん、ご意見やご質問は。はい、どうぞ。

（瀬戸委員）　ちょっとお聞きしたいのですが、先ほども話の中でありましたように、今、クリーンエネルギーということで太陽光発電や風力発電などが、国を挙げて進められており、建築物の中でできるだけ目立たないようにするということで屋上に設置しています。今は太陽光発電につきましては、新規のものについては非常に景観に合ったようなものができますが、既存の建物や、まちなかでスペース的にどうしても屋上に上げなければいけないというところも多々あって、そういうところに問題がある。ここで制限をしていくと、うちに付けたいけれども、そういう制限があるから付けられないということになる。これについてはどうお考えでしょうか。

（事務局）　確かに、太陽光発電等につきましては大きく二つのパターンがございまして、一つは新築する際に住宅メーカーなどが施工するもの、そういったタイプは比較的景観に配慮できていると思いますが、既存の建築物に新たに太陽光発電を設置するというタイプもあると思います。今、市の環境部局で補助制度を設けているわけですが、国や市のピーアールもありまして、届出が順調に出てきているということです。景観形成基準で文言的に言いますと、景観に配慮して設置してほしいという基準ですので、強制力としてはそんなにありません。しかし、先月の市議会において市長が答弁しましたとおり、市としては景観と環境への配慮は重要だと認識しておりまして、この件につきましては有識者などによる検討会ようなものを設けて、引き続き検討していきたいと思っています。新技術とか、そういった特殊な視点もかなりありますので、業界の方々のご意見を聞きながら進めてまいりたいと思います。

（瀬戸委員）　やはり最近、皆さん環境に関する意識は結構高くて、太陽光パネルの設置もたくさん聞いていますし、私のところでも太陽光発電設備を施工しています。せっかくそういう人が増えてきたのに、景観面で制限されるとどうなのかということ

ですが、今、検討会でまた検討するということですので、そういうところにも配慮していただきたいと思います。以上です。

（澁谷会長）　ありがとうございました。それでは、ご発言がないようでしたら、時間も迫ってきましたので、本日の審議事項「金沢市景観総合計画及び金沢市景観計画」については、今説明がありました原案のとおり了承するということでよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

（澁谷会長）　ありがとうございます。それでは、ご異議がないということで、事務局案どおり答申することといたします。ありがとうございました。

（２）報告事項　建物部会報告

（澁谷会長）　続きまして、報告事項として建物部会からの報告について、事務局より説明をお願いします。

（事務局）　それでは続きまして、建物部会の報告をいたします。景観政策課の建物部会担当、新保と申します。よろしくお願いいたします。
　名古屋高裁金沢支部・金沢地家簡裁庁舎新営計画について、建物部会において審議しております内容を、資料２に基づき、途中経過ではありますが、ご報告いたします。（以下、スライド併用）

○この案件は、平成 20 年度第４回・第５回開催の建物部会において審議し、現在も継続審議の案件でございます。本日は、その審議内容についてご報告いたします。

○計画建物は、鉄骨鉄筋コンクリート造地上３階地下１階建てでございます。
　計画地は、金沢城公園・兼六園に隣接する白鳥路横の景観条例で指定する、伝統環境保存区域、眺望景観保全区域および夜間景観形成区域の中にあります。高さ基準が12m以下に設定されている区域でもあります。付近見取図にあります「計画地」が、ご報告いたします物件の位置でございます。

○ここの区域は、まず、「金沢城・兼六園区域」として歴史的遺構・自然風致との調和に配慮し、金沢の行政・文化ゾーンにふさわしい風格と魅力のある景観形成を図る区域として位置付けられています。また、眺望景観では、「金沢城公園丑寅櫓跡区域および兼六園眺望台区域」として、兼六園の緑や市街地の広がり、背景となる山並みなど、一体的な俯瞰景観および名園からの緑豊かな卯辰山や市街地への良好な眺望を保全する区域としても位置付けられております。
　また、夜間景観の「歴史的景観保全区域」として、金沢城公園・兼六園周辺等の金

沢を代表する歴史的遺構や伝統的街並みと調和した風格や情緒のある夜間景観の形成を図る区域としても位置付けられております。

〇これらの区域特性を踏まえ、城下町金沢のまさしく核となる史跡「金沢城跡」の東側に位置する景観上最も重要な場所の一つであることから、計画建物の形態意匠などが、景観形成上大きな影響を及ぼすと考えられるため、当部会にて審議いたしております。

当部会審議以前より、裁判所とは協議を重ねておりまして、基本計画から基本設計の段階に入り、裁判所より建物機能を充足するにあたり、高さ基準の 12m以下を守るのが非常に困難な状況にあり、高さに関して当部会での審議を要望してきた経緯もあり、まず、高さを中心に審議を行ってきました。

それでは、これまでの審議内容の要点について、今回ご出席されています建物部会の部会長であります森委員からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

（森部会長）　それでは、補足説明という形で説明を加えたいと思います。
（以下、スライド併用）

〇建物部会では、昨年から高さを中心に２回の審議をこれまで行ってきました。裁判所の建物というのは、天井の高い法廷等を有する特殊な建築物であり、一般の建築物よりも、機能上、階高を高くする必要性が出てくるという特徴があります。

計画建物は、地上３階建てということですが、高さの基準 12mを守るための検討内容を審議してきた結果、12mという取り扱いの中での建て替えは非常に困難な状況にあることも一方で理解することができました。

しかし、計画地の場所は金沢でも非常にシンボル的な位置にありまして、こういう計画地の場所性を踏まえると、公の建築物といえども高さの基準についてはオーバーすることは許容しがたいという考え方に至りました。

そこで、建物部会としては、裁判所の敷地がかなり広いということ、それから敷地の高低差もあるということも考慮しながら、現在の建物が建っている辺りの地盤を基準に、そこから 12mの高さで上限を設定しました。敷地全体の高低差などのランドスケープの計画およびデザインの観点から再検討するように要望したところ、裁判所の方より部会の要望を受け入れ、標高高さにしますと 35.2mということになりますが、その標高高さ 35.2m以下としていきたいという回答が得られました。

今後、詳細の内容については、周辺からの見え方など具体的な形態意匠、それから外観のデザイン等を中心に、外構計画も含めた審議を継続し、この審議会に報告していきたいと考えております。以上です。

（澁谷会長）　ありがとうございました。今の説明につきまして、ご質問・ご意見がございましたら、どなたからでもどうぞ。特にございませんか。

それでは、裁判所の建て替えについては、建物部会の中での議論の中間報告をお聞

きしたという整理で、今日はよろしいでしょうか。ありがとうございました。
　前に、ＮＨＫの問題も取り上げたことがございますが、大変重要な案件ですので、ぜひ部会で頑張っていただきたいと思います。

（３）その他

（澁谷会長）　それでは、本日予定されました議題はすべて終了いたしましたが、せっかくの機会ですので、何かご意見・ご発言のある方は、どなたからでもおっしゃっていただきたいと思います。ございませんか。
　それでは、ご発言がないようですので、私事になりますが、皆さまにお願いがございます。３月に新しい景観条例が制定され、このたび景観に関する計画も出来上がり、一つの区切りがついたように思います。任期途中ではありますが、ここで会長を退任させていただきたいと思っております。私の後任につきましては、水野副会長にぜひお願いしたいと思っておりますが、皆さま、いかがでしょうか。

（拍手）

（澁谷会長）　ありがとうございます。それでは、水野先生、一言お願いいたします。

（水野副会長）　長年、澁谷会長さんに都市美を含め、おんぶに抱っこで来ておりまして、大変安心してやっておりました。それだけに大変な責任を背負ったような気持ちでございます。さらに、新しい景観まちづくり条例が施行され、景観総合計画、景観計画が本日ご審議いただきましたように、大変な内容をもってスタートいたします。こういう時期でございますので、私一人ではなかなか大変です。ぜひ、皆さま方にご協力いただきながら、金沢が景観先進都市であったこと、それから先ほど言いましたように歴史都市であること、創造都市であることを含めて、美しい景観まちづくりを推進してまいりたいと思います。澁谷会長さん、長年にわたりどうもありがとうございました。
（拍手）

（澁谷会長）　どうもありがとうございました。また、委員の皆さま方には、ご多用のなか出席をいただき、審議いただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。
　大体、時間もまいっておりますので、ご発言がないようでしたら、本日の審議会はこのあたりで終わらせていただきたいと思います。終始、議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。それでは、事務局にお返しいたします。

５．　閉会

（野口課長）　澁谷会長さん、本当にありがとうございました。新会長の水野委員には、今後ともよろしくお願いいたします。また、委員の皆さま方には、活発なご審議

と貴重なご意見を賜りまして、誠にありがとうございました。

本日ご了承いただきました二つの計画につきましては、今月中に告示いたしまして、10 月からの条例施行、運用開始を予定しております。委員の皆さま方のご意見をもとに、より一層景観の向上に励んでまいりますので、今後ともご指導のほど、よろしくお願いいたします。

本日の審議会はこれにて閉会させていただきます。誠にありがとうございました。